

2020年度 社会福祉法人 長興会 事業計画書

◎ 基本方針

2020年度は、次年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けた動向に注視しながら、引き続き事業運営の安定的な継続を図っていくところである。

また、令和2年1月には施設入所者にインフルエンザ集団発生を起し、その収束と同時に新型コロナウイルスによる感染防止への対応等に追われるなどがあり、今年度は感染症も災害と同様にとらえ、対応マニュアルの見直しや衛生用品の備蓄などにも取り組んでいく必要があると考えている。

障害者支援施設においては、利用者の重度化や介護職員の負担軽減への対応を図るため、浴室の全面改修を行っていくよう計画をしたところである。また、ここ数年通所サービスの拡充を図ってきたことで、利用者に提供する食事数も増えてきたこともあり、厨房設備の改修を計画しているところである。こうした設備整備によって職場環境を改善していくことで、より働きやすい環境を整備していきたいと考えているところである。

あわせて、施設に併設して実施している通所事業について、市から借用して使用してきた送迎車2台が約20年を経過し、老朽化に伴い修理頻度も増し、事故リスクも高まってきたことから買い替えを予定しているところである。

また、相談支援事業では、次年度から国で全面施行される「地域生活支援拠点整備事業」において、委託を受けている佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町市町との連携や協力体制をさらに密にし、地域の中核的な相談機関としての役割を充実させていくよう取り組んでいきたいと考えている。

さらに、長光園久保田ホームも10年目を迎え、この春に再び6名の満床となったところである。今年度も相談支援をはじめ、サービスを状況に応じて提供しながら、地域生活の継続を支援していきたいと考えている。

I 障害者支援施設関係事業

1. 利用者の健康管理

(1) 実施方針

令和2年のスタートは、インフルエンザの流行で利用者の約半数の罹患や、1名の利用者が入院される等、忙しい年明けとなった。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大で施設全体に不安も広がっている。そんな中、利用者の安心した生活の確保の為、これまで以上に情報収集と医療機関との連携を行い、さまざまな感染予防対策の強化に努める。

また、利用者の疾病予防、及び異常の早期発見、早期治療に努め、急な発熱、痙攣発作、転倒などの体調不良にも医療機関と連携し24時間のオンコール体制で利用者、家族に安心して頂けるように努める。

さらに利用者の高齢化、重症化に伴いリハビリの参加を促し、PTの指示のもと機能の維持向上を図る。食事では、嚥下機能の低下により誤嚥性肺炎を起こす利用者も増えてきており、中部病院のSTの助言や指示により食事形態の工夫や嚥下体操を行い末永く経口摂取を楽しんでもらえるように努める。

(2) 実施計画

① 全体健康管理

- イ 毎日の検温、排便チェック、問診、点眼、軟膏塗布、投薬管理
- ロ 血圧測定、体重測定、(月1回)
- ハ 胸部X線撮影(年1回) 委託(佐賀県総合保険協会)
- ニ 心電図(年1回)
- ホ 健康診断(年2回) 血液検査、尿検査、視力、聴力、血圧測定、腹囲・身長・体重測定
- ヘ インフルエンザ予防接種(希望者のみ)

② 個人別健康管理

- イ 血圧・体重測定、血液検査、腹部エコー、CT、MRI、心電図、尿検査、膀胱鏡検査を医師の指示にて随時実施する。
- ロ 口腔ケアの実施(毎食後)

③ 嘱託医師等との連携

- イ 嘱託医師(内科・整形外科)による週各1回の医療相談、回診
- ロ 医師の指示による特別食、制限食、咀嚼・嚥下食の提供
- ハ 歯科医師・歯科衛生士による週1回の口腔ケア(往診:希望者のみ)

④ 機能訓練

- イ 個々の訓練計画に基づき実施する。(マイクロサーミー・ホットパック・平行棒)
- ロ PT、生活支援員(介護職員)による訓練・指導(週3回)
- ハ 嚥下訓練・嚥下体操の実施(昼食前)
- ニ 車椅子の調整、補装具の調整
- ホ 外部の病院のPT、STによるリハビリの送迎

2. 利用者支援（生活全般）日中活動

(1) 実施方針

- ① 個々の能力、趣味、特技の開発と助長に努め、文化・スポーツ活動を促進する。
- ② 個々の年齢、障害にあわせ豊かな生活を送るための行事を実施する。
- ③ 全体でのリハビリ支援とベッドサイドリハビリを積極的に行い機能の維持に努める。
- ④ 集団生活の楽しさと協調性を助長出来るよう、集団レクリエーションを実施する。
- ⑤ 家族との交流を密にし、連携を保つように努める。
- ⑥ 社会経験を深めるための他機関との交流、外出行事を実施する。

(2) 実施計画

① グループ活動の実施（週2回）

下記のグループいずれかに所属して活動する。

パソコン班	パソコンを活用し写真やイラストの加工 園の掲示板への作品の展示
園芸班	四季の花見学 四季を通じての花や野菜の栽培、花壇の造成
手芸班	各個人での手芸品の制作 作品展への出展
創作班	各個人の能力に応じた活動（絵画、学習、台磨きなど）

② クラブ活動の実施

同じ趣味を持つ人同士が集まり、各クラブの活動がより一層活発になされるよう援助する。

音楽クラブ	カラオケクラブ	俳句クラブ	茶道クラブ
書道クラブ	生花クラブ	スポーツクラブ	料理クラブ
絵画クラブ	陶芸クラブ	さわやかクラブ	

③ 主要行事の実施

- イ 四季にちなんだ行事の開催
- ロ 誕生会の開催（毎月）
- ハ 外出行事（社会見学、日帰り旅行）一泊旅行の実施

④ 知性・教養を高めるための講話の実施（毎月）

随時、職員や外部講師を招聘して実施する。

⑤ 自主的な利用者組織の育成（友和会）

- イ 友和会主催行事への全面協力・相談
- ロ 友和会会計業務代行（銀行入金、支払）

⑥ 家庭交流・家族との連携

- イ 常時家族と外泊、外出できる環境を整え、できるだけ家族との繋がりを深く保つことに努める。
- ロ 長光園親和会（保護者の会）との合同行事及び視察旅行の実施
- ハ 家族・利用者、職員との懇談会の開催
- ニ 親和会役員会・定例会の開催
- ホ 園発行機関誌の送付
- ヘ 長光園ホームページによる情報提供
- ト 施設行事への参加呼びかけ
- チ 自宅への帰省時同行送迎

3. 利用者支援（社会参加促進）

（1） 実施方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の自立意欲を助長するために、可能な限り社会参加を促進するまた、外部との交流を図り、社会生活における理解、知識を深めてもらうよう努める。

（2） 実施計画

① スポーツの振興

- イ 障害者卓球バレー大会への参加（県内外）
- ロ 県障害者スポーツ大会及び全国大会選考会への参加
- ハ 県障害者スポーツ教室への参加
- ニ 他施設とのスポーツ交流の実施
- ホ 西九州大学スポーツレクリエーションへの参加
- ヘ 全国障害者スポーツ大会への選手ならびに役員の派遣
- ト プロスポーツの試合観戦
- チ 在宅障害者卓球バレーチームとの定期練習会
- リ 通所利用者とのスポーツ交流の実施
- ヌ 障害者スポーツイベントへの参加
- 車いすマラソン大会への参加（県外）

② 文化活動の振興

- イ 県身障者趣味の作品展出品
- ロ 兵庫町民文化祭作品展出品
- ハ 各種音楽演奏会への参加（音楽クラブ）
- ニ 長光園文化祭・観月会の開催

- ホ 美術展・絵画展への外出
- へ 園外スケッチ会の開催（絵画クラブ）
- ト 俳句吟行外出（俳句クラブ）
- チ 障害者オセロ大会参加（県外）

③ 招待行事への参加

- イ 野球、その他スポーツ観戦等各団体からの招待への参加（希望者を募り外出参加）
- ロ 演劇、音楽会等招待参加

4. 利用者支援（単独外出）

(1) 実施方針

利用者の要望により、園周辺の商店等への単独外出について可能な限り応じ、社会参加の促進を図るとともに安全と自己責任の喚起を図る。

(2) 実施計画

- ① 単独外出・・・移動能力・社会能力による
- ② 外出範囲・経路の選定
- ③ 傷害保険の紹介（情報提供）
- ④ 実施については利用者自治会（友和会）と協議する
- ⑤ 家族との外出時の支援

5. 利用者支援（食生活）

(1) 実施方針

日々の生活のなかで、大きな楽しみのひとつである食事については、季節感、健康を考慮した献立作りに励むと共に、利用者の意見・要望を汲み入れ創意工夫する。

各種マニュアル（食中毒予防など）作成・定期的な見直しを行い、厨房職員全員で感染予防に努める。

(2) 実施計画

①健康管理

ア. 医療上特別食を必要とする利用者に対しては、医師、看護師、栄養士との連絡を密にし、定期的に食事見直・改善に努める。

イ. 月1回、体重確認し、健康増進の為、肥満者へ個別チェック表作成し意欲向上に努める。

ウ. 年1回、各サービス利用者の食事形態を把握し、統一した支援を行う。

エ. 食事検討会議の開催（年2回、全利用者目標体重を定期的に見直し目標に近づけるよう食事内容を考えると共に嚥下状態と健康状態を支援員・看護師と検討する）

②衛生管理

- ア. 感染症対策委員会に参加すると共に、年2回、利用者へ食中毒予防対策について講話を行う。
- イ. 衛生面に留意し、年5回の定期的なゴキブリ駆除実施（年1回は食器・食品を厨房外に出し施行）厨房内（調理器具、食器を含む）清掃、清潔に努め、食中毒予防に努める
- ウ. 厨房用嘔吐物処理マニュアル作成し、感染症発生時、迅速な対応が出来るよう定期的に研修、マニュアル見直しを行う。
- エ. 熱中症マニュアル作成し、厨房職員の健康管理を行い、スムーズな食事提供を行う。

③献立作成・調理

- ア. 旬の食材、新鮮な食材を献立に取り入れ、季節感を出す。
- イ. 冬季期間、食堂のテーブルごとに鍋料理を提供する。
- ウ. 好調査を実施し、利用者の嗜好把握に努め、通常献立や行事食に反映させる。
- エ. 2ヶ月毎に利用者代表を含め、給食委員会を開催し、意見要望に対応する。
- オ. 献立のマニュアル化を進め、味付けの標準化を図る。
- カ. 温冷蔵庫等の有効利用ならびに調理時間帯の調整により適温給食の提供に努める。
- キ. リスク検討委員会に参加し、リスクの把握、解消に努める。

④献立作成・調理

- ア. 利用者主催の行事食は、利用者・支援員と事前打ち合わせをしてスムーズに行えるよう努める。
- イ. 他の行事に関しても意見要望を汲み入れ創意工夫に努める。
- ウ. 非常食は3日分準備し、年1回は防災食体験会を実施し、災害に対する意識の向上を目指す。
- エ. 年に一度テーマを決め、都道府県郷土料理バイキングを実施する。
- オ. 外出が困難者もいる為、2ヶ月に1回喫茶室を実施し、手作りシフォンケーキ・かき氷・タコ焼き等を提供する。

6. 地域交流（地域貢献）

（1） 実施方針

地域における公益的な取組の実施を目的とし、社会福祉法人としての公益性を高めていくために、校区社協活動や公民館活動への参画、ボランティアの育成、児童の健全育成、各種団体への施設開放等、利用者と共に地域の社会資源として交流を行うことで、利用者の自立と社会参加の促進を目指す。

また、社会福祉法人の公益性、透明性を発信し、社会に必要とされる施設であることの周知にも努める。

（2） 実施計画

- ① 運動会、観月会、餅つき会、餅焼き会等施設行事への招待
- ② 地区との共催による夏祭りの開催・協力
- ③ 地区老人クラブボランティア受け入れ
- ④ 兵庫小学校との交流
- ⑤ 兵庫町民文化祭参加

- ⑥ 兵庫まちづくり協議会への参画及び連携による陶芸教室の開催（月2回）
- ⑦ 地域児童を対象に夏休み陶芸教室の開催
- ⑧ 兵庫町ひとり暮らし老人ふれあいの集いへの参加・協力
- ⑨ 校区社協へ役員として参加・協力
- ⑩ 校区社協行事への参加・協力
- ⑪ 地区VRへの参加・協力・受入
- ⑫ 市内中高生インターシップ学習
- ⑬ 地域活動へのマイクロバスの貸出（運転手の派遣、活動への協力を含む）
- ⑭ 城東中学校野球部ボランティア活動受入れ
- ⑮ 地区消防団へ職員入団（3名）
- ⑯ 地区高齢者ふれあいサロンとの交流
- ⑰ 兵庫少年野球クラブボランティア活動受入れ
- ⑱ 近隣幼稚園児との交流会

7. 短期入所・日中一時支援（障害者・障害児）

（1） 実施方針

- イ 利用者が個々の残存能力の活用、潜在能力の喚起を行うとともに、個々のニーズに合わせた支援を行う。
活動の幅を広げ、日々の生活が充実したものとなるような援助を行う。又、在宅サービスを活用することにより、在宅生活を安定的に継続できるよう、また、家族のレスパイト支援など総合的な生活支援に努める。
- ロ 家族のレスパイト、緊急時の受け入れなど24時間をとおして他機関と連携を取りながら在宅障害児・者のサポートを行うとともに、セーフティネットとしての役割を果たす
- ハ 佐賀地区くらし部会短期入所空床輪番に参加
- ニ 国土交通省自動車事故対策機構短期入所協力施設の指定を受け、家族会の開催受入れ、また、職員研修会に参加し、他機関との連携を図り利用促進に努める

（2） 実施計画

- ① 短期入所事業の実施・・・障害者を対象に年間を通じて実施
- ② 日中一時支援・・・障害児童等を対象に年間を通じて実施

8. 実習・研修受入

（1） 実施方針

福祉人材養成については、少子化や福祉離れの影響もあり、特に養成校における生徒・学生の減少が著しくなっている。しかし、今後福祉を担う人材（職員）を確保することからも、積極的な実習受け入れに努めていくとともに、外国人留学生の受け入れにも、社会貢献や養成の面からも、施設全体の役割と位置付けている。行政機関や学校、企業等からの研修受け入れについても積極的に取り組むことで、福祉のイメージアップや人

材の確保につなげていく。

(2) 実施計画

- ① 介護福祉士・社会福祉士養成校からの受け入れ
- ② 養成校での実習発表会へ職員派遣
- ③ 介護職員初任者研修、実務者研修に伴う実習の受け入れ
- ④ 福祉行政、学校教員等の研修受け入れ
- ⑤ 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- ⑥ 介護従事者の確保に関する事業での介護職場訪問研修の受け入れ
- ⑦ 公務員民間事業所体験研修の受け入れ
- ⑧ その他研修の受け入れ

II 障害者サポートセンター関係事業

1. 生活介護・地域活動支援センター（身体障害者・知的障害者）【兵庫】

(1) 実施方針

利用者に日中活動や相互交流の場を提供し、利用者の自立の促進、生活の質の向上等に資することを目的とする。サービス提供に当たっては、利用者のニーズや心身の状況に応じた個別支援計画書を作成し、生産活動など各種サービスを適切に提供する。医療的ケアが必要な利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）や加齢等に伴って身体機能が低下している利用者に対しては、生活支援員と看護師の連携のもと、疾病等の異常や変化の早期発見に努め、健康状態が維持できるようサポートする。この点については、近年、複数の事業所を利用する利用者が増加しており、関係機関との情報共有や連携の強化を図る。

また、介護環境については、床走行式リフトを導入し、ノーリフトケアに取り組むことで、介護事故の防止と利用者の安心感と満足感の向上を図るとともに、職員の腰痛予防にも努める。

次に、地域支援や貢献としては、1つに家族交流会を継続する。家族だけでは外出が難しくなっている家庭も増えており、日帰り旅行等を企画することで、利用者と家族の関係づくりや介護負担の軽減に貢献する。2つに、学生等の実習生や特別支援学校の就業体験を受入れ、地域のニーズ等にも対応していく。

最後に、地域活動支援センター利用は、今後も、土・日曜日にイベントを実施する他、外部の催しへの参加を図り、利用の増加を図るとともに、利用者が社会参加できる場を積極的に提供できるよう努める。

(2) 実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道30分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SPO2（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施（機械浴、一般浴）
- ④食事サービス（胃瘻での食事、ソフト食等の特別食の提供）
- ⑤創作活動・レクリエーション・カラオケ・クッキング・運動
- ⑥社会見学・外出行事の実施・個別外出

- ⑦生産活動（裁縫・アルミ缶リサイクル等）
- ⑧利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月1回ケース会議・モニタリング会議）
- ⑨家族交流会のための日帰り旅行の計画、実施（年1回）
- ⑩避難訓練（毎月実施）
- ⑪その他のサービス
 - ・朝礼による全体会（情報提供・嚙下体操）
 - ・体重測定・車いす手入れ（月1回）
 - ・書道クラブ、美容・理容ボランティア、ビューティケアへの参加
 - ・支援施設行事への参加や交流
 - ・小城生活介護センターとの交流
 - ・地域での生産活動作品販売
 - ・事業所としての活動
- 特別支援学校の就業体験の受入／外部研修受入／学生等の実習生の受入
- 佐賀地区自立支援協議会の参加（2カ月1回）／見学受け入れ等
- ⑫施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑬勤務日、初回運転前のアルコールチェックの実施し事故防止に取り組む

2-1. 居宅介護（身体障害者・知的障害者・障害児）・重度訪問介護・同行援護・移動支援

（1）実施方針

利用者が居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、家事援助・身体介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援の提供、その他の生活等に関する相談及び助言を適切に行う。サービスの提供に当たっては、自立支援を理念とし、個別性・自己選択・自己決定を尊重しながら、利用者のニーズや心身・環境の状況を踏まえた個別支援計画を作成し、実行する。個々の利用者を支援する他機関との連携を図り、月1回開催するケース会議で個別支援計画書の見直しや立て直しを定期的に行い、利用者にとってより良い支援が提供できる様努める。

福祉人材の不足の影響を受け、当センターにおいてもヘルパーが不足している状況が続いている。新規の利用相談を断るケースもある為、今後もヘルパー確保に向けた努力を続けながら、安定したサービス提供ができる体制づくりに努める。

（2）実施計画

- ①身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施
- ②家事援助（調理・洗濯・掃除などの家事）の実施
- ③重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援）の実施
- ④同行援護（視覚障害者の移動の支援）の実施
 - ※利用者の希望も有り、宿泊を伴う支援の提供
- ⑤移動支援（佐賀市、小城市、神崎市、嬉野市、有田町、玄海町、江北町、吉野ヶ里町からの委託事業）の実施

- ⑥ケース会議（月 1 回）利用者の個別支援計画書の作成とモニタリング
- ⑦必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑧ヘルパー会議の開催（年 4 回）
- ⑨施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑩勤務日、初回運転前のアルコールチェックの実施し事故防止に取り組む

2-2. 長光園有償移動サービス（身体障害者・知的障害者）

（1）実施方針

佐賀市を中心とする地域においては、公共交通機関のバリアフリー化が未整備であったり、交通量が少ない状況がある。また、福祉有償車両も不足しており、利用者の外出を制約・制限をする状況があった。そこで、当センターでは以下の理由と目的を持ってサービスを提供する。

- ①当センターの移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者を対象に福祉有償車両を導入し、これまでの交通上の障壁の解消緩和を図る。
- ②①によって利用者がより自由な外出の機会を拡げ、利用者の外出に係る利便性を高めることを支援する。
- ③佐賀市近辺においては、福祉有償車両の予約を取ることが難しい状況も見られる。そこで当センターが当該事業を実施することが、地域貢献に繋がると考えている。

（2）実施計画

- ①実施地域（佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、小城市、多久市）
- ②対象者 移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者に対しての長光園有償移動サービスの実施
- ③使用車両 キャラバン 4 号 キューブ、タウン BOX、タント（銀色）
- ④使用車両の定期点検の実施
- ⑤ヘルパー会議の開催（年 4 回）※運転者を含む
- ⑥施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑦勤務日、初回運転前のアルコールチェックの実施し事故防止に取り組む

3. 介護保険事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

（1）実施方針

現行の制度では、在宅の利用者が 65 歳に到達すると介護保険制度への移行が必要となっている。その為、ヘルパーについても、事業所も担当も変わることから、利用者からは継続して当法人の支援を受けたいという声が寄せられていた。そこで、65 歳を超えても当法人のヘルパーが利用できるよう、平成 24 年 2 月 1 日より介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護の事業を開始した。平成 29 年 4 月より開始された総合事業は、平成 30 年 4 月からは『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』に分けられた為、それに対応した支援を行っている。

実施方針としては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行っていく。その中で、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的かつ柔軟なサービスの提供に努める。

(2) 実施計画

- ①身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施
- ②生活援助（調理・洗濯・掃除などの家事）の実施
- ③ケース会議（月1回）利用者の個別介護計画書の作成とモニタリングの実施
- ④必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑤ヘルパー会議の開催（年4回）
- ⑥事業の広報・周知
- ⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑧勤務日、初回運転前のアルコールチェックの実施し事故防止に取り組む

4. 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター事業

平成29年4月より、佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町から新たに『基幹型相談支援センター事業』の委託を受けた。それに伴い、長光園障害者総合相談センターを新設し、同センター内に『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』（以下、基幹センター）を開設した。基幹センターには、『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』、『佐賀地区障がい者総合相談窓口』、『佐賀地区障がい者権利支援センター』の3窓口を設置し、圏域の相談支援の中核機関としての事業や活動を行う。

1) 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

(1) 実施方針

圏域にある相談支援事業所等からの相談に応じ、当該事業所のサポートを行う他、相談支援体制の構築や相談支援専門員のスキルアップを図る。また、平成30年4月より地域生活支援拠点整備事業（以下、TOMOIKI ネット）が開始されるに伴い、基幹センターに「コーディネーター」を配置し24時間365日の相談対応体制を確保している。

地域全体の体制づくりに向けて、協議会の「相談支援部会」と「暮らし部会」及び「推進協議会」の事務局を担っている。これらの部会等を通じてTOMOIKI ネットの機能向上に取り組む。

(2) 実施計画

①総合相談・専門相談対応

圏域内の計画相談事業所等からの相談に応じ、佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携を図りながら、技術的な協力や助言、専門機関の紹介や調整を行う。

②地域移行・地域定着支援の促進

圏域にある精神科中核病院との連携のもと、一般相談支援（地域移行・地域定着）のモデルケースに取り組み、一般相談支援の普及・促進に貢献する。

③地域の相談支援体制の強化

佐賀地区相談支援連絡会、佐賀地区自立支援協議会相談支援部会の事務局を担い、圏域の相談支援体制の強化や人材育成を図る。

④TOMOIKI ネットの推進

コーディネーターを配置し、24時間365日の相談支援体制を確保し、緊急時に備えた短期入所の空床輪番を整備している。行政、委託相談窓口、協力機関と連携しながら、相談支援部会及びくらし部会及び推進協議会を開催し、TOMOIKI ネットの機能拡充を図る。

⑤官民協働の運営体制

毎月1回、基幹センター運営会議を開催し、行政機関や委託相談窓口との連携強化を図る。

⑥障害支援区分認定調査および計画相談への協力

佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携し、障害支援区分認定調査及びサービス等利用計画の作成のサポート・フォローを行う。

⑦基幹センター内での連携体制

週1回、事例検討会とコーディネーター会議を開催する。また、月に1回、計画相談の進捗を確認する会議を開催する。これらの内部会議を通して、当センター内の部署や担当間の連携向上を図る。

⑧交通安全の確保

勤務日の初回運転前のアルコールチェックを実施し、交通事故防止に向けて取り組む。

2) 佐賀地区障がい者総合相談窓口

(1) 実施方針

佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町から委託を受けて、「佐賀地区障がい者総合相談窓口（以下、総合相談窓口）」を運営する。

総合相談窓口は、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、当事者や支援機関等からの相談に応じ、情報提供、障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介や調整などを行う。この他、基幹相談支援センターと連携を図りながら、佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担い、地域の連携強化、社会資源の開発等に取り組む。

(2) 実施計画

①福祉サービスの利用や社会資源の活用に向けた支援（相談対応・情報提供等）

②専門機関の紹介・調整（医療機関、教育機関、専門支援機関等との連携）

③社会生活力を高めるための相談支援

④ピアカウンセリング

⑤自立支援協議会定例会議の事務局業務

⑥障害支援区分認定調査の実施

⑦相談支援部会及び推進協議会への参加

⑧相談支援連絡会への参加・参画

⑨サービス等利用計画作成に向けてのサポート

⑩窓口会議（他の総合相談窓口との連携を図るため毎週金曜日に開催）

⑪週1回、事例検討会とコーディネーター会議を開催する。また、月に1回、計画相談の進捗を確認する会議を開催する。これらの内部会議を通して、当センター内の部署や担当間の連携向上を図る。

⑫勤務日の初回運転前のアルコールチェックを実施し、交通事故防止に向けて取り組む。

3) 佐賀地区障がい者権利支援センター

(1) 実施方針

障害者虐待防止法の主旨に従い、佐賀地区（佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町）において障害者虐待防止の広報・啓発を行うとともに、養護者による障害者虐待の防止や解消や被虐待者の権利擁護に資することを目的とする。障害者福祉施設従事者等による虐待、または使用者による虐待に関する通報、相談があった場合は、すみやかに行政機関に連絡し、その後の迅速な対応につなげる。

(2) 実施計画

①障害者虐待防止のネットワークの構築及びスキルアップ（年2回連絡会の実施）

②障害者虐待防止法の広報・啓発活動（出前講座の実施）

③障害者虐待に関する相談・通報・届出の受付

④障害者虐待に関する相談への対応

⑤障害者虐待相談の受付記録の作成と保管の徹底

⑥行政の行う障害者虐待の事実確認に対する協力

⑦被虐待者や養護者に対する支援会議の開催

⑧被虐待者や養護者に対する支援計画の作成とサービス等の調整

⑨支援の実施後のモニタリング

⑩成年後見制度の利用支援

⑪年6回、権利支援センターの運営会議を開催し、ケースの支援方針や虐待問題に関する課題等を協議し、行政機関との連携強化を図る。

⑫週1回、事例検討会とコーディネーター会議を開催する。また、月に1回、計画相談の進捗を確認する会議を開催する。これらの内部会議を通して、当センター内の部署や担当間の連携向上を図る。

⑬勤務日の初回運転前のアルコールチェックを実施し、交通事故防止に向けて取り組む。

⑭佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携し、障害支援区分認定調査及びサービス等利用計画の作成のサポート・フォローを行う。

5. 長光園障害者支援センター 指定一般・指定特定相談支援事業

(1) 実施方針

①特定相談支援（計画相談）

障害者の自立した生活を支援することを目的とし、様々な課題についての相談に応じ、適切なサービス利用や社会資源の活用を調整する。

②一般相談支援（地域移行・地域定着）

入所施設や精神科病院から退所・退院したり、家族から離れて一人暮らしを始めようとする障害者に対して、地域生活が安定するべく支援を行うことを目的とする。圏域にある中核的な精神科医療機関及び基幹相談支援センターと連携しモデルケースに取り組んでいる。これまでの実績としては、病院入院中から地域生活への調整や相談に対応する地域移行が中心となっている。モデルケースでは、退院後にグループホームに入居しており、地域定着の実績はない状況である。モデルケースの実践を蓄積し、佐賀地区における一般相談支援の推進に協力する。

(2) 実施計画

①特定相談支援

サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施。

②一般相談支援

緊急の相談等に対応し、訪問などの各種支援を行う。

③相談支援連絡会の参加

④週 1 回、事例検討会とコーディネーター会議を開催する。また、月に 1 回、計画相談の進捗を確認する会議を開催する。これらの内部会議を通して、当センター内の部署や担当間の連携向上を図る。

⑤勤務日の初回運転前のアルコールチェックを実施し、交通事故防止に向けて取り組む。

6. 自立訓練（機能訓練）事業

(1) 実施方針

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な利用者に対し、個別支援計画に沿って身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、また、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整等の支援を行い、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し 3 か月毎に、見直し評価を行いながら各個人に必要な訓練等を実施する。

本事業については、人員体制上の事由により平成 30 年 1 月から休止を取っていたが、体制が整備され同年 10 月より再開している。

また、平成 30 年 4 月に障害者総合支援法が改正され、身体障害に対する機能訓練、知的障害等に対する生活訓練という区分が解消され、統合される形で新たに自立訓練として規定された。サービス対象が拡大されたことを受けて、自立訓練では、暫定支給期間中に、適合性や訓練の効果の見込みを評価しつつ、利用者の増加に向けて取り組む。

(2) 実施計画

①送迎サービスの実施（片道 30 分程度の距離）

②健康管理の実施【バイタルチェック、口腔ケア、体重測定、栄養指導（食事管理）、血糖値検査】

③機能訓練の実施

入浴訓練、咀嚼訓練、文字書き訓練、マット運動、上下肢訓練、バランス訓練、デジジョック訓練、エアロバイク、パソコン訓練、歩行訓練、通院訓練、嚥下訓練、外出訓練、個々のニーズに沿った必要な個別訓練を実施、また訓練終了後の生活の組み立てを支援し必要な際は他事業所の見学や体験利用の実施

④利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月 2 回ケース会議）

⑤日常生活上の相談支援（フォローアップ期間を含む）、各関係機関との連絡調整等の実施

⑥事業の啓発活動

⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・法人内各委員会への参加

⑧勤務日、初回運転前のアルコールチェックの実施し事故防止に努める

Ⅲ. 福祉ホーム事業

（１）実施方針

利用者（福祉ホームを利用する障害者）が地域において自立した日常生活を営む事ができるよう、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。

令和１年度３月には、高校を卒業し、佐賀市内の短期大学に通学する女性が入居する予定である。入居に向け体験等を進めており、入居が確定すれば、入居者６名となり満床となる。

また、今後も地域住民との連携をさらに深めていく為に、久保田町民体育大会への参加したり、近隣住民を長光園小城生活介護センターでの餅つき会に招待するなど地域との交流を積極的に行う。

（２）実施計画

①年２回の避難訓練実施（北田自治会自主防災会の防災訓練参加）

②地区の一斉清掃活動への参加（春、夏）

③地区の天満宮祭りへの参加（綿菓子、ポップコーン等出店の実施を含む）

④地区の自治会等各種活動の実施（町民体育大会参加）

⑤ホームの設備点検

⑥入居者外出時の見守り実施（踏切横断時）

⑦日常生活上の相談や居宅介護事業所等との連絡調整

⑧園行事への参加

⑨かかりつけ医療機関（江口病院）との連携

⑩長光園小城生活介護センター合同の餅つき会

Ⅳ. 長光園小城生活介護センター（身体障害者・知的障害者）

（１）実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて創作活動や生産活動など各種サービスを適切に提供するよう努める。また、重度の医療的ケアを必要とする利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）にご利用いただいている事から、健康状態に留意し疾病の予防・早期発見及び安心・安全なサービス提供に努める。サービス提供が可能な土曜日に家族参加が可能な行事の計画、又外部の催し等への参加を図り利用者の社会参加の場を提供していく。

職員研修・外部研修への参加を計画し、職員並びにサービスの質の向上に努める。又地域の方が参加できるような行事を取り入れ、地域交流を図る。

（２）実施計画

①送迎サービスの実施（片道 30 分程の距離）

②健康チェック（検温、血圧測定、SPO2（動脈血酸素飽和度）測定）

- ③入浴サービスの実施
- ④食事サービス（経管栄養食の管理）
- ⑤創作的活動・生産活動・レクリエーション
機能訓練の実施（金曜日の午後はPTによるリハビリ）
- ⑥利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月1回ケース会議）
- ⑦その他のサービス
 - ・体重測定・車いす手入れ（月1回）・カラオケ
 - ・買い物訓練の実施（隔月）
 - ・年間主要行事の開催
運動会／県内バスレク／バーベキュー／餅つき
花見／開所記念式／週末イベント実施（2～3か月に1回）
 - ・長光園生活介護・長光園入所施設との交流
 - ・事業所としての活動
外部研修受け入れ／小城・多久障害者総合支援会議の参加
特別支援学校就業体験の受け入れ／地区行事への参加や餅つき会への自治会招待
見学会（随時相談に応じて）
- ⑧避難訓練（毎月自主訓練実施）（4月、10月消防署へ通知・通報訓練）
- ⑨家族又は利用者から福祉や医療に関する相談の対応や専門機関への引き継

V 職員研修・福利厚生

1. 職員研修

(1) 実施方針

利用者の身体面、精神面での介護に携わり、かつ利用者同士の間関係調整等に対処するためには、各職員が、知識・技術の向上を目指すとともに、対人サービスにとって最も重視される人間性に富んでいることが望まれる。また、入所支援を中心とした従来の施設サービス以上に要求される地域・在宅福祉を充実させるためには、新時代の施設職員としての意識改革が求められている。施設職員としての自覚を持ち、施設の基本理念に沿うよう研修を重ね、研鑽を深めることに努める。

(2) 実施計画

- ① 必要に応じて、毎朝の職員朝礼時に簡単な5分間研修を行う
- ② 毎月1回職員会議（ケース会議等）を開催、施設の指示伝達事項の説明及び利用者処遇を検討する。
- ③ 県内、県外における職員研修への参加、また参加職員の復命報告を兼ねた伝達講習会の開催
- ④ 各種講演会、研修会を活用し、福祉の分野に限らず、広く一般教養を高め、総合的な人格の形成を目指す。

- ⑤ 他施設への宿泊研修
- ⑥ 他施設からの研修を受け入れて相互研修の場とする。
- ⑦ 新規採用者研修（園内・園外）
- ⑧ 新規、中堅、指導職、各段階別研修

2. 福利厚生

(1) 実施方針

生活支援職員の勤務は、利用者の日常生活を中心とした勤務体系となっており、職員の社会生活上、健康上に影響するところがあるため、職員自身の健康管理にも努める。また、職種間の連携強化のため、職員親睦会（光友会）の育成に努め、親睦行事等を開催する。

さらに、職員の子育て支援と福利厚生を目的として昨年度開設した事業所内保育所は、臨時受け入れを行いながら年度途中には月極利用が始まったところである。今後のことも鑑みて、今年度は、佐賀市の家庭的保育事業等としての認可も受けるよう取り組みを進めていく。

(2) 実施計画

- ① 毎日定刻（午後2時）に腰痛予防体操を実施
- ② 年2回の健康診断

施設内検査 体重、身長、視力、聴力、血圧、尿（糖・蛋白）、血液、心電図、精密検査、専門医による検査、定期検査、胸部X線撮影（年1回 4月）（インフルエンザ予防接種 11月）

- ③ 職員親睦会の育成、レクリエーションに対する援助（職員親睦旅行・スポーツ大会等）
- ④ 福利厚生センターソウエルクラブへの加入
- ⑤ 事業所内保育事業を実施

3. 人事考課

(1) 実施方針

激変する施設経営環境に対応できる人材の育成に努め、その能力や成果、適正に沿った処遇を行う。

(2) 実施計画

- ① 自己評価書の作成をはじめとする一連の作業を定着させ、業務に反映する。
- ② 考課者研修を強化し、公正な運用を継続する。

VI 施設設備の整備

(1) 実施方針

施設整備に必要なものは緊急の度合いが大きいものから可能な範囲で順次整備を行う。

(2) 実施計画

- ① 基本設備（電気設備、給排水設備、給湯設備、昇降機等）の保守管理

- ② 防災設備（スプリンクラー設備、非常通報設備、自家発電設備、周辺避難通路等）の保守点検整備
- ③ 車両、訓練用器具、医療器具、厨房機器等の点検整備
- ④ 浴室・脱衣室等の改修（35周年記念として令和元年度からの継続事業）
 - ・浴室・脱衣室の全面改修、ボイラー・給水ポンプの修理・更新
- ⑤ その他、必要な設備、備品の整備。

VII 防災安全対策の推進

(1) 実施方針

福祉施設における防災安全対策は、施設の運営管理上、最も重要な事項であり、従来から防災訓練については、力をいれているところである。現在確立されている避難方法の習熟に努めながら、あわせて更なる有効な方法を模索する。

(2) 実施計画

- ① 毎月1回夜間体制による避難救助訓練を実施する
- ② 11月下旬佐賀市消防署の指導により、地域住民及び地元消防団員に参加を求めて、夜間総合防災訓練を実施する。
- ③ 年2回消火器使用による消火実地訓練の実施
- ④ 発電機の定期点検（毎月1回）

VIII 苦情解決

(1) 実施方針

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し一定のルールに沿った方法で解決を進め、円満解決の促進及びサービスの適正性の確保を図る。

(2) 実施計画

- ① 利用者への周知の徹底
- ② 苦情の受付及びその報告・確認
- ③ 苦情解決へ向けての話し合い
- ④ 苦情解決の記録・報告
- ⑤ 苦情解決体制

・苦情受付担当者	障害者サポートセンター課長	領 家 和 哉
	看護課長	下 川 典 枝
	生活介護主任	古 賀 博 史
	副主任生活支援員	大 徳 飛 鳥
	小城生活介護副主任	永 戸 さおり

- ・苦情解決責任者 施設長 宮 崎 一 哉
- ・第三者委員 佐賀市社会福祉協議会職員 藤 佐 裕 史
元主任児童委員・長興会評議員 藤 原 須美子

IX 虐待防止

(1) 実施方針

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち利用者への虐待防止に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

- ① 虐待防止に関する職員研修の実施
- ② 虐待情報・相談の受付及びその報告・確認
- ③ 虐待防止・虐待対応時マニュアルの周知
- ④ 虐待の記録・報告
- ⑤ 虐待防止体制

- 虐待相談窓口（担当者）

事務長	有馬 洋	
障害者支援施設課長		嘉村英哲
障害者サポートセンター課長		領家和哉
小城生活介護センター課長		田口桂樹
看護課長		下川典枝
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00
- 虐待防止責任者 施設長 宮崎一哉

X ハラスメント防止

(1) 実施方針

社会福祉法人長興会ハラスメント防止規程に基づき、職員への啓発活動等により、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを含む、あらゆる嫌がらせなどをいう。）の防止及び排除に努めるものとする。

(2) 実施計画

- ① ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための窓口を設置する。
- ② ハラスメントに関する相談を受け付ける。
- ③ ハラスメントに関する事実確認を行う。
- ④ ハラスメントの事実が認められる場合は、迅速な問題の処理に務め、適切な再発防止策を講じる。

- 相談窓口 事務長 有馬 洋 / 事務次長 百武 義之
- 相談責任者 施設長 宮崎一哉

